

令和 3 年第 1 回定例会

大野誠一郎による質疑応答全文（2021 年 3 月 9 日）

【注意事項】

ここに記載した龍ヶ崎市議会定例会における答弁内容は当ホームページ掲載に向けて一部体裁等を調整しておりますが、答弁内容については公式に発表された議事録と照合した上で、忠実に再現しております。

大野誠一郎

通告に従いまして、一般質問を行います。

一つ目、市長交際費について、二つ目、牛久沼感幸地構想についてでございます。

最初に、市長交際費についてお伺いいたします。

市長が長になっている広域の一部事務組合、社会福祉協議会、その他の民間団体への公金支出は適正かどうかをお伺いしたいと思います。

中山一生市長

交際費の支出は、市政運営上、直接かつ密接な関係にある関係機関、関係団体、市政協力者、行政委員会及び附属機関等の委員などを相手方として支出するものと認識しています。

一部事務組合については、龍ヶ崎市の一部事務を担う独立した地方公共団体として、市政運営上、直接かつ密接な関係にある関係団体であり、管理者の職務は私が市長の立場であるからゆえに担わせていただいているところでもございます。仮に、稲敷地方広域市町村圏事務組合や龍ヶ崎地方衛生組合など、私自らが代表、管理者となっている団体であったとしても、市を代表して出席をしている会合等であれば、会費や祝金の名目で交際費を支出しても許容されるものと考えております。

また、社会福祉協議会は、執行機関として当該法人の運営を担う理事が評議委員会によって福祉関係者や知識経験者から選出されています。そして、理事の 1 人である市長が充て職として会長を担ってきたという歴史がございます。社会福祉協議会は、福祉関係者や知識経験者などによって組織された法人であり、自治体の内部組織には当たりませんので、一部事務組合などと同様、私自らが代表となっている団体であったとしても、市を代表して出席をしている会合等であれば、会費や祝金の名目で交際費を支出しても許容されるものと考えているところです。

民間団体というお話もございましたが、これに関しても、市政運営上、直接かつ密接な関係にある団体等における支出については、ケース・バイ・ケースでいろいろな場合で違ってきますけれども、支出については適切であり、許容されるものと考えております。

大野誠一郎

それぞれについて、許容される範囲内であるというふうなお答えでございました。

龍崎室長にお尋ねしたいと思います。

管理者以外の副管理者、あるいは過去に遡りまして、一部事務組合の交際費の支出はあったので

しょうか。

龍崎隆市長公室長

副管理者になっている職の場合の交際費ということでございますけれども、これまでは事例はないということでございます。

大野誠一郎

私がお聞きしたのは、市長が副管理者のときの事例はないということではなくて、龍ヶ崎市以外の関係市町村が副管理者であるわけですが、そういった副管理者の皆さん方は、やはり副管理者も近郷近在の市長、町長になっているわけですから、それが副管理者になっているわけです。ですから、その他の市町村の副管理者は交際費の支出をしてあるのかということを聞いたわけです。

それから、もう一つは、龍ヶ崎市長として、私は今回、今指摘したもの以外は全て公金支出ではなく、私費で支出をしている、そんなふうに考えていますが、いかがでしょう。

龍崎隆市長公室長

他の自治体で副管理者になっている方の交際費のことなんですけれども、一部の自治体で交際費として支出しているという、稲敷広域では支出している自治体もあります。

あともう一点の質問は何でしたか。

市長が交際費を一部組合で支出しているかということによろしいですか。

平成 29 年、平成 30 年度についてはありません。令和元年度につきましては、交際費で塵芥組合、稲広組合で支出しているという状況でございます。よろしいですか。

大野誠一郎

過去に支出している、あるいは周りの、周辺の一部事務組合の関係市町村にも支出しているところがあると。

私がホームページで各市町の市長と町長、その交際費を調べた範囲では、なかったはずですが、どこの市町村が出しているのか、副管理者では。それから、県南水道に関しては、企業長の取手市長は出しておりません。そういうことで伺いたわけなんです。

市町村、言えますか。

龍崎隆市長公室長

未確認の部分もあるんですけど、確認できる部分で申し上げますと、美浦村さんで交際費で支出している事例が、稲広、衛生組合ですね。あと塵芥はありません。稲広と衛生組合で支出、美浦村さんはしております。それと、利根町のほうも支出しているというところでございます。

大野誠一郎

担当課は慎重に審査をして交際費を支出しているというようなことを、茨城新聞の取材で中山市長が答えております。思うに、案内状がありません。いわゆる懇親会の案内状は、茨城県南水道企業団、

そして稲敷地方広域市町村圏事務組合、龍ヶ崎地方衛生組合、その四つのうち三つはありません。そして、龍ヶ崎地方塵芥処理組合は、関係各位ということでもって案内状が出ております。どのようにして審査をしているんでしょうか。

中山一生市長

稲敷地方広域市町村圏事務組合議員であります大野誠一郎議員であれば、どのような内容の交際費での支出かご承知かと思います。広域の議員さん、議会主催の懇親会が多いわけですが、広域のふだん交流のできない議員さんと広域的な交流のできる貴重な機会でもございます。そして、管理者としての立場もございますが、市長としての立場としても、その場でいろいろな情報交換、例えば稲敷広域に関わらない各自治体の問題点なども皆さんと語り合える場でもありますので、私にとってももちろん貴重な機会ではありますが、龍ヶ崎市政運営において他自治体の情報と共有しながら、また今後政策に反映させていくことも大変重要なことだと思っております。

交際費であるなしということでもございますけれども、先ほど室長の答弁にもありましたが、私も調べてみて分かったことは、各首長さん、各自治体の姿勢なのか、首長さんの方針なのか分かりませんが、対応がまちまちであるというのが分かりました。そういう意味でも、この広域一部事務組合での交際費の支出については、今後精査をしながら、どのような対応をしていくかは、また改めて検討していかなければならないというふうに考えております。

大野誠一郎

私を例にして、今お話ありましたけれども、私は稲敷地方広域市町村圏事務組合の議員ですが、ここ覚えて限りでは、6年ぐらいは懇親会には出席しておりません。あと出席している方々も、この間ご紹介しました議長をはじめ、皆さん方は私費で出席しているわけでございます。

先ほどの質問に戻りますけれども、どのように担当課が、つまり審査をしていたものかをお尋ねいたします。案内状がなくて、どのような審査をしているのか。

龍崎隆市長公室長

案内状等、文書が届いていない場合の対応ということでお答えをいたします。

会合のご案内を頂く手段といたしまして、文書、案内状によるものだけではなく、電話や窓口で口頭によるご案内もございます。その際には、改めてご案内状を頂くことはしておりませんが、会合等の中での飲食の有無や会費の設定などについて伺いをいたしまして、交際費の支出の可否を判断しているということでございます。

大野誠一郎

市長の話によりますと、いろいろ検討するというようなお話で、個々に検討するということでしたが、稲敷広域地方市町村圏事務組合は、案内がなくて出しております。それから、龍ヶ崎地方塵芥処理組合は案内があって、先ほど申しました関係各位という中で案内があって交際費を支出している。あとは、地方衛生組合、県南水道企業団は両方案内がなくて支出しておりません。

したがって、前回この整合性をどう説明したらいいんでしょうかということでお話ししましたが、今の審査に

関しては、龍ヶ崎地方衛生組合と県南水道企業団は事務処理の誤りということでありましたけれども、どのような審査をしたんでしょうか。

龍崎隆市長公室長

龍ヶ崎地方衛生組合の件だと思いますけれども、令和元年の11月6日に懇談会が開催されております。こちらの会費につきましては、他の稲敷地方広域市町村圏事務組合や龍ヶ崎地方塵芥処理組合の議員の皆さんとの懇談会と同様、本来であれば交際費から支出すべきところでしたが、事務処理を誤り、会費相当分を私費より支出しております。

大野誠一郎

正直言いまして、どのような審査、案内状がない場合には、どういう審査をしているかということとはちょっと若干不明確ですけども、例えば、龍ヶ崎地方塵芥処理組合は、平成29年度、平成30年度、令和元年度からしますと、5回やっております。それから、県南水道の場合は、平成29年、平成30年、令和元年度については1回ずつ3回、稲敷広域ですと平成29年度、平成30年度、令和元年度ということになりますが、やはり年に1回ずつやっております。

それが、令和2年度の塵芥処理組合、あるいは稲敷広域市町村圏組合に関しては出している。出しているのが少ないわけなんです。私が調べた限りでは、令和元年度の2月に関して塵芥処理組合と稲敷広域組合が出していると。私に言わせれば、事務処理上の誤りは、出したのが事務処理上の誤りであって、出さないのが正しかったと私は思うんですが、室長、いかがなものでしょう。

龍崎隆市長公室長

先ほど市長のほうで答弁いたしましたとおり、市長が代表管理者となっている団体であったとしても、市を代表して出席をしている会合等であれば、会費や祝い金の名目で交際費を支出しても許容されるものと考えております。

大野誠一郎

許容できる範囲であるということは、先ほど市長からお伺いしました。ですから、室長にお尋ねしていることは、担当課で審査をしているということですから、案内状があるのとならないのとで、そしてまた、案内状はないし、しかしながら、出席はしていても自費で支払っていると、そのことがどんなふうな形で審査をしているのかどうかをお尋ねしているんです。答弁願います。

龍崎隆市長公室長

地方衛生組合については、私費で支出したということでございますけれども、これにつきましては、本来であれば交際費から支出すべきところであったものを事務処理を誤り、会費相当分を私費で支払ったということでございます。

大野誠一郎

私が思うには、案内が来なければ正直言って、担当課は分からないだろうと思います。あと、例えば、

案内がない稲敷広域のものに関しては、交際費の支出に関しては、市長が後から出しておいたとかいうことで、それでそういった交際費の支出の基準に合致するかどうか、そういう形で考えるんだろうと私は思います。ですから、県南水道企業団、塵芥処理組合に関しては何ら関知しなかったものですので、そのまま市長が自費で支払っても何ら分からないと、私はそう思うんですが、違いますか。

龍崎隆市長公室長

先ほども答弁いたしました、会合のご案内、これは文書だけではなくて電話や窓口で口頭によるご案内もあります。その際に改めてご案内状を頂くことはしておりません。会合等の中で飲食の有無や会費の設定などについて伺いし、交際費の支出の可否を判断しております。

大野誠一郎

こういう案内状のないのはどのように審査しているのかとお尋ねしているのは、たくさんあるからなんです。今回の一部事務組合では、塵芥処理組合が関係各位で出したと、案内状が出た。そのほかはない。そのほかの三つの事務組合はない。ない中で出したり出さなかったりというのは、ですから、どういう基準でやっているんですかと。それと、ほかには交際費の会費として支出している 180 件のうち、かなり多くが案内状がない場合もあります。そういうことでお尋ねしているわけです。

先に進みます。社会福祉協議会の交際費の支出ですが、社会福祉協議会の理事会の後の懇談会、つまり中山市長は社会福祉協議会の会長として理事会を開催し、その後に懇談会が開かれます。その長になっているというのは、いわゆる会長として理事会をした後の懇談会が、どうして龍ヶ崎市を代表して招待されるような場合に公金支出をすると、交際費を支出する、それがやはり許容の範囲になっているのでしょうか。市長からご答弁をお願いします。

中山一生市長

冒頭の質問の答弁と同じになりますけれども、社会福祉協議会は執行機関として当該法人の運営を担う理事が評議員会によって福祉関係者や知識経験者から選任されています。そして、理事の一人となる市長が歴代充て職として会長になってきました。社会福祉協議会は福祉関係者や知識経験者などによって組織された法人であり、自治体の内部組織には当たりませんので、一部事務組合などと同様、私が代表、この場合、会長ですけれども、となっている団体であっても、市を代表して出席をしている会合等であれば、会費や祝い金の名目で交際費を支出しても許容されるものと考えております。

大野誠一郎

納得はいきませんが、さらに先に進みます。各団体、その他の団体ということでありますが、ボーイスカウトの懇談会、あるいは場合によっては年会費がどうか分かりませんが、そのボーイスカウトについて団長を務めておるわけでございます。その中でも、そういう許容範囲のお話なんですが、ご答弁願います、中山市長。

中山一生市長

ボーイスカウトに関しましては、私は団長ではなくてボーイスカウト第 1 団という団がございまして、そこ

の団長は別にいらっしゃいます。そのボーイスカウトを、第1団をバックアップするという育成会という会がございまして、その会長を私が務めさせていただいているところでもございます。これについても、私が会長に就任をさせていただく前は、串田市長、前市長が会長を務めていたという経緯がございます。

この団体の年間費もそうですけれども、一部事務組合、社会福祉協議会などと同様に、市政運営上、直接かつ密接な関係にある外部の関係団体であり、ボーイスカウトの皆さんなどはボランティア活動など、本当に熱心に参加し、市政運営に協力を頂いているところでもございます。その団体の設立趣旨や運営方針等から、その運営及び事業に関し、市政発展に寄与すると判断できるものについては、その構成員や会員などとして、また、事業協力や運営支援を目的として、交際費を支出することは適正と判断をさせていただいております。

これについては、先ほどから私自身も答弁の内容で、許容されるものと考えていますというような発言をいたしましたけれども、私からすれば、許容していただいているというような表現になるのが正しいのかなと思いますが、交際費については、長いこの交際費の歴史もあるわけでもございます。

これについては、市長交際費は私の場合は、予算として130万円を議会から承認をいただいているところでもございますが、市役所の場合は、今ちょっと時間を頂いてお話をさせていただきますが、今いわゆる官公庁の官官接待、官民接待などは行われておりませんので、この130万円という数字でおさまっているんだろうと思います。

一方、交際費というのは企業などにもあると思われます。社長交際費なのか企業としての交際費、いろいろあるんだろうと思いますが、今そちらのほうでは高級官僚の接待、高額の食糧費などで大変、今、マスコミ等で問題になっているところではありますが、これは民間の接待費に当たるんだろうなと思って、報道を見ているところでもございます。

そして、交際費、自治体においても大野議員が議員に初当選をされた岡田昭守市長の時代には、市長交際費が650万円あったのは大野議員もご承知のことと思います。

国では、国の内閣官房では、有名な官房機密費というのがございますが、あれは大変大きな金額である割に、内容が全く示されていないものでもございます。

昔ですが、本当にかなり昔ですが、ある首長が、自治体の長の交際費は官房機密費だ、何に使ってもいいんだみたいなことを豪語していた首長がいたので、私も驚かされたことがあります。その後、海老原市長の時代からいろいろ厳しく市民の視点もあったと思いますが、縮小が開始されて、串田市長の3期目には、おおよそ今のレベルまで安定に金額が抑制されて、それが今、続いているような状況であると思います。

そもそも交際費が何であるかということですが、今、現代日本の民主主義の中では、政治家にお金を使わせないようにする制度が公職選挙法はじめ、徹底をされているのではないかなと思います。選挙に出る方がお金を持っていないと出られないという時代は、もう過去のものとして、お金がなくても選挙に出られるようにということで、お金を使わない選挙を徹底した公職選挙法が制定をされているところでもございます。

市長交際費についても、お金を持っていない人が市長になったときに、交際ができないのでは困るということもあって、この交際費があるのかな、そういう一面も私はあるのではないかなと思っておりますし、市長として関係する収入以外は、私はほとんど収入がない人間でもございますので、市長交際費は私にとっては大変ありがたいものでもありますし、懇親会、意見交換会などに出る機会は私にとっても貴重な

機会でもありますので、こういう機会を得るために、私は市長交際費をその市政運営に反映させるために、一つ一つ努力していかなければならないとも考えております。

ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

大野誠一郎

昔、五、六百万円市長交際費があったなんていう話は、もう時代錯誤ですよ、中山市長。振り返って見るならば、議員にしても市長にしても、議会後の懇談会は全て公費でやっていた時代もあったんです。それから、昼食なんかは、議員の皆さんに、みんな公費で出ている時代もちろんありました。平成二、三年ぐらいまでは弁当は支給されていたと思います。しかしながら、そういうものは議員のレベルでは全てなくなったわけですよ。ですから、言うなれば、懇談会とは名ばかりとも言いがたいですが、確かに貴重な意見をもらっているということもあるでしょうけれども、言うなれば、血税で飲み食いをしているというようなことなわけなんですよ。それが、議員のほうには、もうなかったと、やはり市長も考えるべきじゃないかと、そういうことで質問をしているわけです。

ボーイスカウトの話にちょっと戻りますが、領収書が少ない中で、ボーイスカウトの領収書はあるんです。それが団長、中山一生様と書いてあるから、私は団長なのかと思って考えています。そして、領収書を発行している人はボーイスカウト1団委員長、誰々と書いてあります。市長がいう育成会の会長であっても、団長であっても、私は許容できる範囲というふうには思わない。

さらに、進めます。この12月の議会の後の茨城新聞の記事の中で、中山市長は担当課で厳正に審査しており、疑惑や無駄が生じる余地はないが、反省点はある。感覚を改めないといけなさと述べたということですが、事実確認はしなくてもいいかと思うんですが、もし、こういうこと言っていないというんだったら、言っていないということなんでしょうが、感覚を改めないといけなというのは、どんなふうな感覚を改めるつもりでおりますか、答弁願います。

中山一生市長

大野議員の質問の後、茨城新聞の記者が取材に来られまして、そこで議場でも、反省をすべきところは反省をするというような話をさせていただいたと思うんですけども、それについての内容について確認をされましたので発言をしたところでもございますので、その記事については私も見ましたし、ちょっと当時のことについての記憶が少し遠くなっておりますけれども、感覚というところでは、私自身も反省すべきところがあるということで、領収書については公金を使っているということについてしっかりと頂いてくることが大切であろうというふうに考えております。実際、土日を含んじったりして、私自身その領収書について記憶が定かでなくなったこともあったと思いますし、いろいろな意味で、そういう領収書に対して重く見ていく感覚にしていかなきゃいけないという意味での感覚を改めるということがあったというふうに記憶をしているところでもございます。

大野誠一郎

今のことでいいますれば、感覚だけではなくて公金支出を改めなければいけないと、そんなふうに思いますが、いかがでしょう。

中山一生市長

途中の答弁でも申し上げましたが、一部事務組合、また、社会福祉協議会、ボーイスカウト等々、いろいろご質問頂いたところですが、確かに大野議員がおっしゃるように、交際費が許容される範囲か範囲でないかというのは、恐らく時代によって、また考え方が変わってくることもあると思いますし、そのとき、そのときによって判断を見直していくことも必要な場合も私はあると思います。

ですので、今後も交際費に関しましては、私からこれを交際費で出してくれと事務局に頼むということは、まずありませんし、逆に、交際費で出すことが許容されるのかどうか確認をしたり、場合によっては私自身の判断で、これは自費でいいよというふうに言って自費で出したりということもございますので、そのとき、そのときで様々な判断をしておりますし、事務局も先ほどの交際費のそもそもの趣旨にのっとって様々な形で検証を、様々な角度で検証しながら、交際費としての支出を精査していただいていると思いますので、私については、それを信頼しているという意味で先ほど来の答弁をさせていただいたところでもございます。

先ほども申し上げましたが、私が意見交換会等に出ている団体などは、お招きを頂いて、その団体との信頼関係、友好を維持増進することが、本市が担う住民の福祉の増進を図る上で大変重要であるという考えから様々な会合等に出席をさせていただいているものでもございます。

また、会合等でご挨拶の機会を頂くわけですが、それは私にとって市政運営の報告をする大変貴重な機会でもありますし、市民の皆さんがそこにいらっしゃるわけでもありますので、その後また情報交換もできるということもございます。市政の理解を深めていただくいい機会にもなるのかなというふうにも考えているところでもございます。

また、市政に関わりを持っていただいている方との直接対話を重視することが、私自身の政治スタイル、スタンスでもありますので、大変重要な対外的な交渉の場として生かしていくことが大切でありますし、そういうことをして、そういう機会を、私も積極的に出席するようにしておりますので、大変件数が多くなってしまいうという現状もあります。確かに交際費の中で、もう件数が多いという指摘もありますが、もちろんこの件数だけで私が参加をしている意見交換会等の数とは、まだまだ足りないわけでもありますし、自費で支出をしながら意見交換会、懇親会等に出席している件数もかなり多いわけでもございますので、そういう意味でも、先ほど申し上げましたけれども、市長交際費というものが私にとっては大変ありがたいものになっていることは、私も認めさせていただきます。

大野誠一郎

どうやら感覚を改めないといけないということは、公金支出を改めないといけないのではなくて、領収書をもらい忘れたり、なくしてしまったり、そういう領収書に対する考え方を改めないといけないというようなふうに私は感じました。

201 件の交際費の支出のうち 180 件が会費、180 件のうち 156 件の領収書がない。はっきり言いまして、血税の中で領収書が 1 枚、2 枚なくても大変な問題であるのに、156 件の領収書がない。私はとんでもないことだと思います。なくしたとか忘れていた、あるいは用意していなかった。市長、12 年になるんですよ。その 12 年間ずっともらっていなかったんですよ。それが大変な問題だということが分からないのかなというふうに私は思います。

いわゆる公金支出に対する市長の考え方をお聞かせ願いたい。

中山一生市長

感覚を改めるという点については、前回は答弁したかと思いますが、自費で支出していることがかなり多いわけでもございますので、その感覚がちょっとずれていたかなと、政治家でございますので、ご承知かと思いますが、意見交換会等の領収書をもって、企業ではありませんので使えないということで、お断りしていたようなこともございました。そういうことで、やはりそういうものも含めて感覚を改めていくことで、公金支出についての自分自身の考え方もしっかりとしたものにしていかなければならないというふうに考えているところでもございます。

市長交際費については、様々な形で各自治体、また、官公庁等でもいろいろ検討しながら、この在り方が決められているんだろうとは思いますが、議員がお示しをいただいた所沢市などの例もございます。自治体の取り組みやその状況なども参考とさせていただきながら、市民の皆さんに疑念を抱かれないように交際費、公金の支出について適正な執行に努めていかなければならないというふうに考えております。

大野誠一郎

どうやら時間切れになってしまいますから、また、再度したいかと思っておりますが、一つお聞きいたします。

言うなれば、政治家の寄附禁止 Q & A で、会費については、政治家が選挙区内で開催される会費制ではない会合に招待されたとき、提供される飲食物に見合う実費相当額を出すことができるかの質問で、禁止された寄附に当たると、それから、もう一つは、選挙区内で開催される会費制の会合に政治家が無料招待されたとき、主催者の了解の下、無料招待を辞退し、正規の会費を払って参加することができるかの問いには、他の参加者と同額の会費であれば寄附に当たらないので会費を払って参加することに問題ないと。

菊地部長にお尋ねいたします。こういうことで間違いがないかどうか、お尋ねしたいと思います。

菊地紀生総務部長

交際費のご質問だったと思うんですが、ここの部分については公職選挙法との絡みということでよろしいでしょうか、はい。

議員おっしゃるとおり、ほかの方と同等の会費が条件になるというふうに理解をしております。

----- 以上 -----